**令和７年度石油精製合理化対策事業費等補助金**

**（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））公募要領**

**令和７年６月**

**エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム**

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））について、エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき応募されるようご案内いたします。

１．事業の目的

　地域への化石燃料安定供給上重要な油槽所等における大雨・高潮対策等のための取組を推進することで、石油の安定供給を図ることを目的とします。

２．事業の内容

（１）事業概要

上記目的に向けて、石油精製業者等が大雨・高潮等に備えた油槽所等のレジリエンス強化を実施するため、油槽所等における強靱性評価、および大雨・高潮等対策等に要する経費の一部を補助します。

化石燃料等供給体制の強靱化支援事業の遂行に係る業務については、「石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業）交付規程」（以下、「交付規程」という。）等により実施します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 予算規模 | 補助率 | 予算超過時の圧縮（※） |
| 令和７年度予算 | 529百万円程度 | ３分の２ | あり |

* 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

（２）補助対象事業者の事業内容

　　　補助対象事業者は、事業内容が次のいずれかを満たす者とします。

①石油を精製し供給する事業者（以下「石油会社」という。）、またはその親会社の出資会社で油槽所の運営（石油会社が所有権を持つ石油製品（ＬＰＧを除く）の保管、受払作業、油槽所管理）を行う者

②石油会社との賃貸借契約、保管・受払業務委託契約等により石油会社が所有権を持つ石油製品（ＬＰＧを除く）を取り扱う設備を有する者

③以下の条件のいずれも満たす、石油製品（ＬＰＧを除く）の供給事業を営む者（上記①、②に該当する者を除く）

a.災害対策基本法上の指定公共機関に指定されていること

b.ＢＣＰ（事業継続計画）策定済みであること

（３）補助対象事業所

　補助対象事業所は、原油を精製して石油製品を製造する事業所、石油製品を一時的に貯蔵し、タンクローリー等に積み込む設備を有する事業所を含む油槽所等とします。

（４）補助対象の事業者

　　　補助対象事業者は、以下の要件を全て満たした企業・団体等とします。

①日本に拠点を有していること

②事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること

③事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

④経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱(平成１ ５・０１・２９会課第１号)別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと

⑤別紙　暴力団排除に関する誓約事項　記に記載されている事項のいずれにも該当しないこと

（５）補助対象経費

　補助対象経費は、大雨・高潮等を想定した油槽所等における強靱性評価、入出荷関係設備の大雨・高潮等対策等、石油供給設備の強靱化を図るための工事等に要する経費のうち、補助金交付の対象としてコンソーシアムが認める経費（以下「補助対象経費」という。）とします。ただし、関係法令の技術基準等で求められている水準がある対象設備については、その水準を超えた工事費用のみを本補助金交付の対象とします。

（６）補助対象の範囲

　補助対象の設備の範囲は、緊急時においても油槽所等が石油を持続的に安定供給しうる体制の整備をするために必要な以下に掲げる設備等とします。

　　① 入出荷設備等及びその付帯設備

　　② 排水処理設備及びその付帯設備

　　③ 海岸保全施設

　　④ その他上記(1)～(3)に準ずるものとして、コンソーシアムが認める設備等

　対象については、別紙2「大雨・高潮等コード表一覧」に記載する工事となります。

　　　また外力設定については、別紙3「本事業における外力設定の基準」を満たす必要があります。

（７）補助率

　３分の２以内とします。

　ただし、申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

（８）事業予算

　　　　５２９百万円

３．技術審査委員会

（１）申請事業の審査

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第１の２）等に基づいて、コンソーシアムの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

受付後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適として選定されない場合があります。

（２）審査日時

■　第１回技術審査委員会（予定）

令和７年６月２３日の週を目途に調整します。

なお、委員会の調整の都合や応募事業数により、変更となる可能性があります。

（３）採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された申請者については、コンソーシアム及び資源エネルギー庁のホームページ等で公表するとともに、当該申請者（共同申請の場合は幹事法人のみ）に対しその旨を通知します。

採択された申請者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に､コンソーシアムとの協議を経て､事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。

事業開始

交付決定（交付決定通知）

交付申請

採択決定（採択通知）

公　募

技術審査委員会

提案書提出

申請から補助事業開始の流れ

４．間接補助事業の実施

（１）交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第１）に添付資料をつけて交付申請を行ってください。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

コンソーシアムより申請者に交付決定通知書を送付しますので、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

（２）間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として工事実施を令和８年２月末までに完了し、実績報告書を作成する工程としてください。工事内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和８年３月１３日（金）までに提出してください。

（３）確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。
https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2022\_hojo\_manual02.pdf

５．公募期間及び書類提出先

（１）公募説明会の開催

　　公募説明会を以下の通り、Teamsにより実施します。

令和７年６月６日（金）１４：００～

（２）公募期間及び締め切り

①　公募開始

　令和７年６月４日（水）から公募開始します。

②　公募締め切り

　第１回締め切りを６月１８日（水）１７：００とし、その後は随時受付とします。

（３）応募に関する提出書類（提案書等）

　公募期間内に、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提案書（様式第１の２）
2. 事業計画書（申請様式第２）

補助対象経費内訳表

資金調達計画

審査委員会向け事業概要説明資料

テンプレートを参考に、下記項目を記載する

　1.申請事業実施場所

　2.申請事業について

　　(1)申請事業概要

　　(2)賃金引き上げ計画

　　(3)ワーク・ライフ・バランスの推進についての認定状況

　3.事業工程

　4.補助金申請額

　5.事業所の配置図

　6.外力の設定

　7.検討の内容

　8.工事概要

　9.工事仕様

③添付書類：定款、登記簿謄本（抄本）、最近期の営業報告書、役員名簿、実施体制図等

（４）採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類を基本としますが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提出書類

　交付申請書（様式第１）

（５）提出方法

　電子データ（電子メール等）により提出してください。

　　提出先E-mail:kyojin@cros2.jp

■問い合わせ先

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

担当：静間、坂井、増田、川村、今村

〒231-0014　神奈川県横浜市中区常盤町３－２４　サンビル４階

E-mail：kyojin@cros2.jp

TEL　 ：050-5211-5407

（６）資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

６．事業進捗に係る各種提出物について

交付決定後、事業の進捗により次の提出等を行ってください。

（１）計画変更の承認等

間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による計画変更（等）承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を受けなければなりません。

* 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。
* 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
イ　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
* 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）事故の報告

間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第５による事故報告書をコンソーシアムに提出し、その指示を受けなければなりません。

（３）状況報告

間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、コンソーシアムの要求があったときは速やかに様式第６による状況報告書をコンソーシアムに提出しなければなりません。

（４）実績報告

間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日以内に様式第７による実績報告書をコンソーシアムに提出しなければならない。ただし、提出の最終期限は、会計年度（毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間をいう。以下同じ。）の３月１５日までとします。

実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければなりません。

（５）年度末実績報告

間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間中に会計年度が終了したときは、翌会計年度の４月１０日までに様式第８による年度末実績報告書をコンソーシアムに提出しなければなりません。

実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければなりません。

（６）補助金の支払い

間接補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第９による精算（概算）払請求書をコンソーシアムに提出しなければなりません。

（７）消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１０により速やかにコンソーシアムに報告しなければなりません。

（８）財産の管理等

間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

間接補助事業者は、取得財産等について、様式第１１による取得財産等管理台帳を備え管理しなければなりません。

間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に様式第１２による取得財産等管理明細表を添付しなければなりません。

（９）財産の処分の制限

取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはなりません。

財産の処分を制限する期間は、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和５３年８月５日付け通商産業省告示第３６０号）の別表一を準用します。

間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１３による財産処分承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を得なければなりません。

７．その他

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、コンソーシアムが行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、交付決定日、法人番号）についても、ジービズインフォに原則掲載されることとなります。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別紙2

大雨・高潮等コード表一覧



別紙3

本事業における外力設定の基準

・本事業では、油槽所等において、下記の3つの基準を上回る外力を想定して実施する「強靱性評価」や「入出荷関係設備の大雨・高潮等対策」等を支援の対象とする。

・なお、個々の事業に係る外力設定や対策内容の妥当性については、エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが設置する審査委員会（外部有識者により構成）において審査する。

１．大雨については、油槽所等毎の「50年に一度の降水量」以上を外力とすること。

２．高潮・波浪・暴風については、伊勢湾台風級以上（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）を外力とすること。ただし、中心気圧は「940hPa一定モデル」以上、最大風速は油槽所等毎の「50年に一度の最大風速」以上であれば可とする。

３．いずれも現行の法令等で求められる基準を上回ること。

様式集

Ⅰ．交付決定までに使用する様式













※採択後提出



（様式第３） 令和　年　月　日

 　　殿 　　　　 　　エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

 　　代表 米川　泰平

令和　年度石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））

交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けをもって申請のありました令和　　年度石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））については、石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程（以下「交付規程」という）第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　　年　　月　　日付けで申請のありました令和　　年度石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付申請書のとおりとします。

間接補助事業の名称： 0

管理番号： --

２．補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。 　間接補助事業に要する経費 　　円 　補助対象経費 　　円 　補 助 金の額 　　円

３．実際に支払う補助金の額は、実績報告書に基づき確定した補助金の額とします。

４．間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

５．補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

６．間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１） 交付規程第２０条第１項の規定による交付決定の取消し、第２０条第２項の規定による補助金等の返還又は第２０条第３項の規定による加算金の納付

（２） 適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則

（３） 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４） 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５） 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

７．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

Ⅱ．交付決定後に使用する様式

(様式第４） 令和　　年　　月　　日

変 更 承 認 申 請 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川　泰平 殿

間接補助事業者　　住　　所

名　　称

代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害

対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１１条

第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

 記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 間接補助事業の名称 |  |
| 管理番号 | -- |
| (変更の内容） |
| (変更事由） |
| (変更が補助事業に及ぼす影響） |
| (変更前後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金の額の対比）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更後 | 変更後 |
|  間接補助事業に要する経費  |  |  |
|  補助対象経費  |  |  |
|  補助金の額  |  |  |

（算出根拠） |

(様式第５） 　　　　令和　　年　　月　　日

事 故 報 告 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　代表 米川　泰平 殿

 間接補助事業者　 住　　所

 　　　　 　　　　　　　名　　称 代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対

応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１４条の規

定に基づき、補助事業の事故について、下記のとおり報告します。

 記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 間接補助事業の名称 |  |
| 管理番号 |  |
| １．事故の理由及び内容 |
| ２．事故に係る金額 |
| ３．事故が事業計画に及ぼす影響 |
| ４．事故に対してとった措置 |
| ５．事業の遂行及び完了の予定 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （別紙3） |  |  |  |  | -- |
| 補 助 対 象 経 費 実 績 内 訳 表 |
|  |  |  |  |  |  | 　 | 　 |
| 契約会社名 | 契約件名 | 発注金額（円） | うち、補助対象経費 | 発注日 | 検収日 | 支払完了日 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合　　計　　 | 　 |  - |  -  | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| （注）工事請負書、領収書を添付して下さい。 |  |  |  |  |

(様式第６） 　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

状 況 報 告 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　代表　　米川　　泰平　 殿

 　　　　　　　　間接補助事業者　 住　　所 　　　　　　　　 名　　称

 　 代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１５条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．事業所名・間接補助事業の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 間接補助事業の名称 |  |
| 管理番号 |  |

２．補助事業の遂行状況

|  |
| --- |
|  |

３．補助対象経費に係る支出概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 交 付 決 定 額 | 実　績　額 |
| 間接補助事業に要する経費 | 　　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の額 | 　　　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |

 （注） １．（別紙３）補助対象経費実績内訳表を添付して下さい。

 ２．（別紙４）補助対象経費の資金調達実績表を添付して下さい。 （別紙4）

 　　　　　　　　　　　　　　資 金 調 達 実 績 表

 間接補助事業の名称：

 管理番号　　　： --

|  |  |
| --- | --- |
| 間接補助事業に要する経費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 自己資金 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 他の補助金及び利子補給金等 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 備考 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

 （注）他の補助金及び利子補給金等との関係がある場合は、必ず記載して下さい

(様式第７） 　令和　　年　　月　　日

実 績 報 告 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表　　米川　泰平　　　殿

 間接補助事業者　 住　　所 名　　称 代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 　　　記

１．事業所名・間接補助事業の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 間接補助事業の名称 |  |
| 管理番号 |  |
| 事業完了日  | 令和　　年　　月　　日 |
| 補助金交付決定日 | 令和　　年　　月　　日 |

２．補助対象経費に係る支出実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 交付決定額 | 実績額 |
| 間接補助事業に要する経費 | 入出荷設備等及びその付帯設備 |  　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 排水処理設備及びその付帯設備　　　 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 海岸保全施設  | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| その他上記に準ずるもの　　　 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 強靭化評価等 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 　　　　　　　　合　　　　　　計 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象 経費 | 入出荷設備等及びその付帯設備 |  　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 排水処理設備及びその付帯設備 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 海岸保全施設 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| その他上記に準ずるもの | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 強靭化評価等 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 　　　　　　　　合　　　　　　計 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補　助　金　の　額 | 交付決定額  | 実績額 |
| 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |

（注） １．（別紙3）補助対象経費実績内訳表を添付して下さい ２．（別紙4）補助対象経費の資金調達実績表を添付して下さい ３．間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な（別添2）実施体制図を

添付して下さい

（様式第８）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度末実績報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　代表　　米川　泰平　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　間接補助事業者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業

（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１６条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 間接補助事業の名称 |  |
| 管理番号 | -- |

２．補助対象経費に係る支出実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 交 付 決 定 額 | 実　　績　　額  |
| 間接補助事業に要する経費 | 円 | 　　円 |
| 補助対象経費  | 　　　　　　　　　　　　　円 |  円 |
| 補助金の額  | 　　　　　　　　　　　　　円 |  　　　　円 |

（注） １．補助対象経費実績内訳表（別紙3）を添付して下さい。

 ２．補助対象経費の資金調達実績表（別紙4）を添付して下さい。

 ３．間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な（別添2）実施体制図を

添付して下さい

(様式第９）

 令和　　年　　月　　日

補 助 金 精 算（概 算） 払 請 求 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表　　米川　　泰平　 殿

 間接補助事業者　 住　　所 名　　称 代表者名

　　石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１８条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。 　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 間接補助事業の名称 |  |
| 管理番号 | --  |
| 精算（概算）払請求額 | 円 |
| 算出根拠（概算払いのみ） |  |
| 概算払を必要とする理由（概算払のみ） |  |
| 補助金振込先 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金の種別 |  |
| 口座番号 |  |
| 預金の名義 |  |

（注） 請求金額の算出内訳（概算払のみ）を添付して下さい。

(様式第１０） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム 　代表 　米川　　泰平 殿

 間接補助事業者　 住　　所 名　　称 代表者名

　　石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| （事業所名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |
| （間接補助事業の名称） |  |

１．補助金額（交付規程第１７条第１項による額の確定額）

 金 円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

 金 円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

 金 円

４．補助金返還相当額（３．－２．）

 金 　　　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付して下さい

（様式第１１)

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取 得 財 産 等 管 理 台 帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得財産番号 | 区分 | 財産名 | 規格 | 単価（円） | 数量 | 金額（円） | 取得年月日 | 処分制限期間（年） | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする 　 ２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、 （エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。 ３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。 ４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

 ５．処分制限期間は、本交付規程第２２条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１２)

 取 得 財 産 等 明 細 表（令和　　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得財産番号 | 区分 | 財産名 | 規格 | 単価 | 数量 | 金額 | 取得年月日 | 処分制限期間 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注） １．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２２条第１項に定める処分制限額以上の財産とする 　　　２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、 （エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。 ４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、本交付規程第２２条第２項に定める期間を記載すること。

(様式第１３） 令和　　年　　月　　日

財 産 処 分 承 認 申 請 書

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

　代表 米川 　泰平 殿

 間接補助事業者　 住　　所

 名　　称

 代表者名

 石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費のうち、燃料等災害対応体制整備事業（うち化石燃料等供給体制の強靱化支援事業））交付規程第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり

 承認を申請します。

 記

１．処分の内容

|  |  |
| --- | --- |
| （事業所名）  |  |
| （間接補助事業の名称） |  |
| （処分の内容）  | 別紙５のとおり |  |
| （処分の相手方） | 住所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 使用の場所 |  |
| 使用の目的等 |  |

（別紙5)

処分しようとする財産及びその理由

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産の名称 | 仕様 | 数量 | 処分の方法 | 処分の理由 | 処分予定日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| （注） １．処分の方法としては売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。  ２．取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。  ３．有償・無償の別を備考に記載すること。 |